

---

## 6. 認定の失効

---

### 6.1 型式認定の効力を失う浄化槽

法第16条（認定の更新）の規定に基づいて、5年ごとの更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失うことになります。

注 意
-----

(1) 不注意は命取り

不注意により更新を受けるのを忘れてしまうと、有効期間後失効となります。

一度失効となれば、又重新しく認定を取得しなければなりません。

失効した浄化槽を製造すれば、浄化槽法違反となります。

(2) 失効は、認定から5年後

更新は通常、毎年10月1日に行われることになっています。

更新しない浄化槽は10月1日に失効となるわけではありません。認定取得後5年間は有効です。

例：認定取得日 平成12年4月1日

認定失効日 平成17年4月2日